

○地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続を定める要綱

(平成25年 4月 1日)

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を条例で定めるために必要な手続を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「指定特定非営利活動法人」とは、指定（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）を、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として条例で定めることをいう。以下同じ。）を受けた特定非営利活動法人をいう。

(申出をすることができる特定非営利活動法人)

第3条 地方税法第314条の7第3項に規定する申出をすることができる特定非営利活動法人は、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）別表に掲げる者とする。

(指定の申出)

第4条 特定非営利活動法人は、地方税法第314条の7第3項に規定する申出をするときは、指定特定非営利活動法人指定申出書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申出書には、神奈川県知事に提出した地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例（平成23年神奈川県条例第48号）第3条第1項

に規定する申出書の写し及び同条第2項に掲げる書類の写しを添付するものとする。
(指定のために必要な手続)

第5条 市長は、前条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人が第3条の規定に適合する場合は、指定のために必要な手続を行うものとする。

(指定の通知等)

第6条 市長は、指定をしたときはその旨を、前条の手続を行わないことを決定したとき、又は指定をしないときはその旨及びその理由を、第4条第1項の申出書を提出した特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知するものとする。

2 市長は、指定をしたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及び当該指定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を周知するものとする。

(1) 名称

(2) 代表者の氏名

(3) 主たる事務所及び神奈川県内の事務所の所在地

(4) 指定の効力を生じた年月日

(5) 当該指定特定非営利活動法人が現に行っている事業の内容

(6) その他市長が別に定める事項

(指定の更新の申出)

第7条 指定の効力を生じた日の属する月の翌月の初日（この条に規定する申出をし、指定の更新を受けた場合にあっては、当該更新後の指定の効力を生じた日）から起算して5年を経過した日以後引き続き指定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする指定特定非営利活動法人は、当該日の9月前から5月前までの間で市長が別に定める期間（以下「更新申出期間」という。）内に、指定特定非営利活動法人指定更新申出書（様式第2号）により、市長に指定の更新の申出をするものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申出期間内にその申出をすることができないときは、この限りでない。

2 第4条第2項、第5条及び前条の規定は、第1項の指定の更新の申出について準用する。

(変更等の届出)

第8条 指定特定非営利活動法人は、役員名簿若しくは定款又は第6条第2項各号に

掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、指定特定非営利活動法人変更届出書（様式第3号）により、その旨を市長に届け出るものとする。

2 前項の届出が第6条第2項第1号又は第3号（主たる事務所の所在地に係るものに限る。）に掲げる事項の変更によるものであるときは、市長は、指定に係る特定非営利活動法人の名称等の変更のために必要な手続を行うものとする。

（法人及び事業の概要報告書の提出等）

第9条 指定特定非営利活動法人は、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、指定特定非営利活動法人及び事業の概要報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（指定特定非営利活動法人の合併）

第10条 指定特定非営利活動法人は、指定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併しようとするときは、特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をした日から1月以内に、指定特定非営利活動法人合併申請届出書（様式第5号）により、その旨を市長に届け出るものとする。

2 第4条第2項、第5条及び第6条の規定は、前項の規定による指定特定非営利活動法人の合併の届出について準用する。

（指定の取消しのために必要な手続を行う基準等）

第11条 市長は、指定特定非営利活動法人が次の各号のいずれかに該当するときは、指定の取消しのために必要な手続を行うものとする。

(1) 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表から削除されたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により指定又は指定の更新を受けたとき。

(3) 更新申出期間内に、第7条第1項の指定の更新の申出をしなかったとき。

(4) 指定特定非営利活動法人から指定特定非営利活動法人指定取消申出書（様式第6号）により指定の取消しの申出があったとき。

(5) 指定特定非営利活動法人が解散したとき。（合併により解散したときを除く。）

2 市長は、前項の規定により指定が取り消されたときは、指定が取り消された特定非営利活動法人に対し、その旨及びその理由を、速やかに、書面により通知するものとする。

3 市長は、指定が取り消されたときは、インターネットの利用その他の方法により、その旨及びその理由を周知するものとする。

(協力依頼)

第 1 2 条 市長は、この要綱の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(委任)

第 1 3 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

指定特定非営利活動法人指定申出書

年 月 日

小田原市長 様

申請者

主たる事務所の

所在地

（フリガナ）

法人の名称

（フリガナ）

代表者氏名

⑩

地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続を定める要綱第 2 条に規定する指定特定非営利活動法人としての指定を受けたいので、地方税法第 3 1 4 条の 7 第 3 項の規定により申し出ます。

添付書類

地方税法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 4 号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続を定める要綱第 4 条第 2 項に規定する神奈川県知事に提出した書類の写し

様式第2号（第7条関係）

指定特定非営利活動法人指定更新申出書

年 月 日

小田原市長 様

主たる事務所の

所在地

（フリガナ）

法人の名称

（フリガナ）

代表者氏名

⑩

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続を定める要綱第2条に規定する指定特定非営利活動法人としての指定を更新したいので、地方税法第314条の7第3項の規定により申し出ます。

添付書類

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続を定める要綱7条第2項において準用する第4条第2項に規定する神奈川県知事に提出した書類の写し

更新申出期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第3号（第8条関係）

指定特定非営利活動法人変更届出書

年 月 日

小田原市長 様

主たる事務所の

所在地

（フリガナ）

法人の名称

（フリガナ）

代表者氏名

⑩

次の事項について変更したので、地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続を定める要綱第8条の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

様式第4号（第9条関係）

指定特定非営利活動法人及び事業の概要報告書

年 月 日

小田原市長 様

主たる事務所の

所在地

（フリガナ）

法人の名称

（フリガナ）

代表者氏名

⑩

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続等に係る要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

1 法人の概要

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の名称（カタカナ）
- (3) 主たる事務所の所在地
- (4) 主たる事務所以外の神奈川県内にある事務所の所在地
- (5) 代表者氏名
- (6) 電話
- (7) F A X
- (8) 設立年月日
- (9) 変更登記年月日（直近のもの）
- (10) 定款に記載された目的
- (11) 活動分野

(12) 会員数（社員総数）

(13) 事務局体制

有給常勤 名 有給非常勤 名 無給常勤 名 無給非常勤 名

(14) ホームページ

(15) メールアドレス

2 事業の概要

(1) 事業年度 年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 収入

当期収入合計	入会金・会費収入	事業収入	寄附金	助成金	その他

(3) 支出（特定非営利活動に係る事業会計（事業費の大きいもの上位3つまで記載））

	定款上の事業名	分野	事業の概要	金額
1				
2				
3				
管 理 費				

(4) 支出（その他の事業会計）

その他の事業	事業の概要	金額
事 業 費		
管 理 費		

様式第5号（第10条関係）

指定特定非営利活動法人合併申請届出書

年 月 日

小田原市長 様

主たる事務所の

所在地

（フリガナ）

法人の名称

（フリガナ）

代表者氏名

⑩

年 月 日付けで特定非営利活動促進法第34条第3項の認証の申請をいたしましたので、地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続を定める要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

地方税法第314条の7第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための手続を定める要綱第10条第2項において準用する第4条第2項に規定する神奈川県知事に提出した書類の写し

様式第6号（第11条関係）

指定特定非営利活動法人指定取消申出書

年 月 日

小田原市長 様

主たる事務所の

所在地

（フリガナ）

法人の名称

（フリガナ）

代表者氏名

⑩

年 月 日に指定特定非営利活動法人となりましたが、当該指定の取消しを申し出ます。